登録物件概要

【留意事項】　物件の見学は、①利用者登録、②事前の日程調整が必要です。
【連絡先】　豊田市　下山支所　地域振興担当　0565-90-2111

物件登録番号	下山-41
物件所在地	阿蔵町

所有者の希望条件	希望形態	■売却　□賃貸				
	希望価格	売却　160　万円　賃貸　-　円　（敷金:　円）				
	契約交渉の形態	宅建協会による媒介				
	仲介手数料（税込）	売却	物件所有者　330,000　円	入居者　330,000　円		
		賃貸	物件所有者　円	入居者　円		
	その他条件					

空き家の状況	構造		木造草葺２階建			
	土地の面積		531.47　㎡	境界確定	未確定	地目　宅地
	建物の面積		156.32　㎡	建築時期	昭和30年	
	間取		別添間取図のとおり			
	設備	電気	引込済み	トイレ	汲取り(和式)	
		水道	上水道	水処理	汲み取り	
		ガス	LPガス	ＴＶ・ネット		
		風呂	灯油	その他		
	家財等の残存物		有（処分方法：入居利用者が処分）			
	利用状況		年に数回程度利用（風通し程度）			
	補修の要否		大幅な補修必要	補修する者	入居利用者	
	駐車場		あり（駐車スペース　３台）			
	付帯物件		倉庫、畑（66.00㎡）			
規制区域	土砂災害特別警戒区域		急傾斜地の崩壊			
	土砂災害警戒区域		急傾斜地の崩壊			
	山地災害危険区域		対象外			
	都市計画法		都市計画区域外			
特記事項	別添のとおり				告知事項	有

主要施設までの距離	下山支所	13.7　km	下山中学校	13.7　km	巴ケ丘小学校	8.2　km
	東部こども園	7.3　km	高橋医院	13.3　km	消防署	13.9　km
	阿蔵駐在所	0.8　km	バス停(基幹バス)	13.7　km	足助病院	16.4　km

令和６年７月１日現在

地域	自治区名	阿蔵(あぞう)自治区（阿蔵(あぞう)組）
	人口・世帯数	自治区：177人、82世帯（阿蔵組：85人、38世帯）
	その他	詳しくは、別添「地域情報」をご確認ください。

【外観】

【外観・玄関】

【土間】

【和室　8畳①】

【和室　8畳②】

【和室　8畳③、④】

【和室　8畳⑤】

【洋室】

【台所①】

【台所②】

【風呂・洗面】

【物置①・2階物置①　入口】

【物置①】

【縁側】

【2階和室　8畳①】

【2階和室　8畳②】

【物置②】

【物置③】

【物置④】

【2階物置①】

【2階物置②】

【2階物置③】

【屋外トイレ・倉庫　外観】

【屋外トイレ・倉庫】

【倉庫】

【畑】

【その他】

【その他】

【居宅部分】

【物置部分】

【間取図】

1階

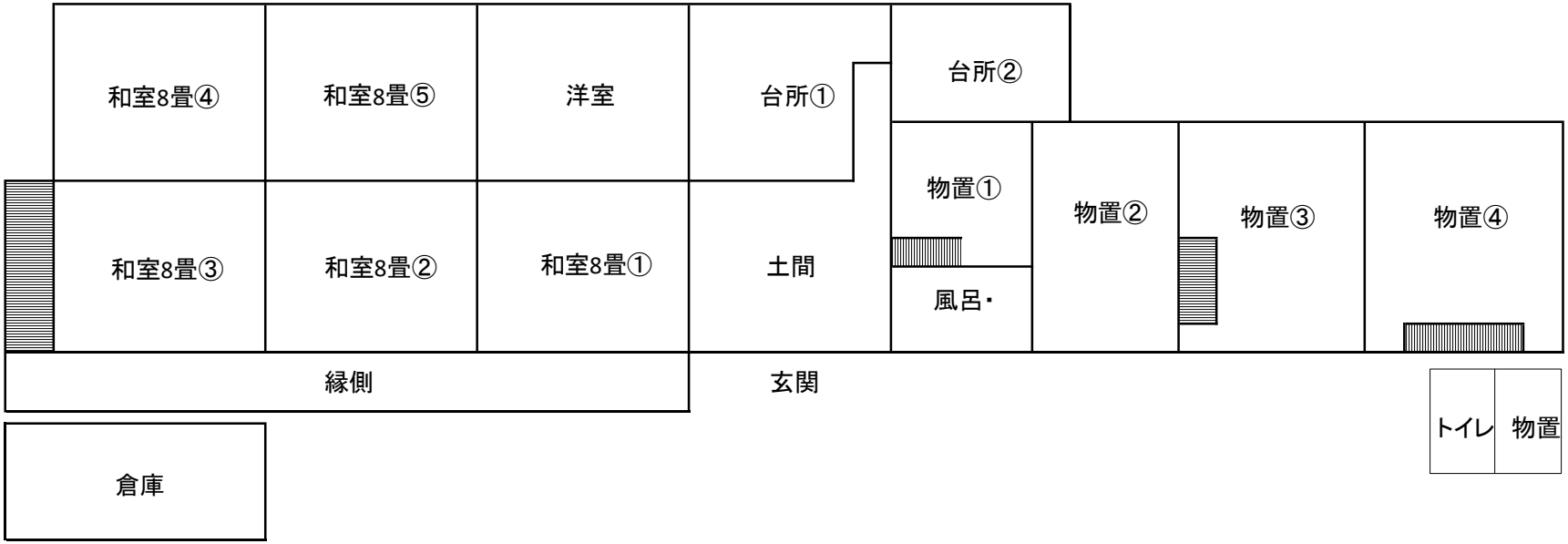
和室8畳④
和室8畳⑤
洋室
台所①
台所②
物置①
物置②
物置③
物置④
和室8畳③
和室8畳②
和室8畳①
土間
風呂・
縁側
玄関
トイレ
物置
倉庫

2階

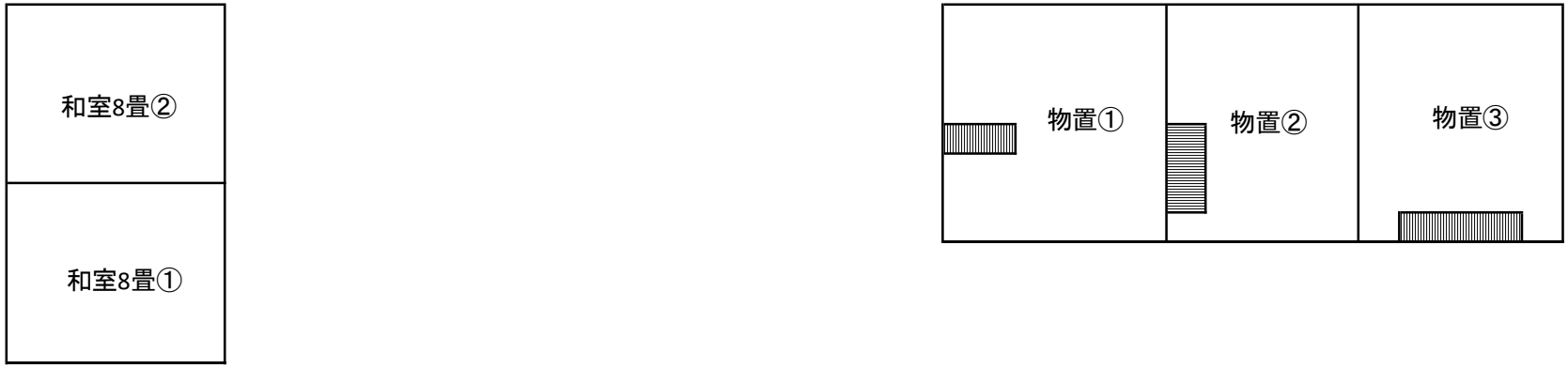
和室8畳②
和室8畳①
物置①
物置②
物置③

特記事項

下山-41

1　物件概要

（１）申込には物件を見学し、建物の状況等を確認していただく必要があります。

（２）現状渡しのため、建物内にある家財等は、利用または入居者で処分してください。

（３）建物の老朽化により、改修が必要な場合があります。改修費用は、入居利用者の負担です。売却金額に加え、契約に係る諸費用（仲介手数料、登記費用など）、租税公課（不動産取得税など）、改修費用を想定し、お申し込みください。

（４）空き家情報バンクを利用して取得した物件の改修は、市の補助制度（上限100万円（市外からの転入者で空き家を10年以上使用する場合は上限150万円）、補助率8/10）が利用できます。補助制度は、物件所有者、入居者どちらかが1度だけ利用できます。詳細は、ホームページをご確認ください。

https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/sumai/teiju/ijyubank/1028028/1028017.html

（５）希望価格は、建物、付帯物件、宅地、農地を含めた価格です。

【建物】

町名	用途	建築年	構造	床面積
阿蔵町	居宅	昭和30年	木造草葺２階建	156.32㎡

【土地】

町名	台帳地目	面積
阿蔵町	宅地	383.47㎡
阿蔵町	宅地	148.00㎡
阿蔵町	畑	66.00㎡

2　法規制

本物件は、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されています。そのため、建替・増改築などに制限がありますので、購入後、増改築等をご検討の場合、事前に専門家にご相談ください。

3　農地取得

（１）付帯物件として、農地（66㎡）を含みます。そのため、申し込みは、農地として耕作する方または適正に管理ができる方に限ります。

（２）地域面談に農業委員会事務局が同席し、農地取得に関して聞き取り、説明を行います。地域面談後、入居者が農業委員会事務局で事務手続き（農地法第3条申請等）を行ってください。諸費用は、入居者の負担となります。

4　仲介手数料

契約は、所有者が指定する不動産業者が仲介します。契約に係る仲介手数料は、物件所有者、入居利用者それぞれが負担します。

5　内覧、地域面談

（１）物件の見学希望者は、下山支所地域振興担当へＥメール または 電話で「名前、住所、連絡先、入居予定人数とその続柄（妻、子など）」をお伝えください。
なお、空き家情報バンクの物件見学には、利用者登録が必要です。
豊田市のホームページ、地域支援課または下山支所の窓口で様式を取得し、事前に登録してください。

https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/sumai/teiju/ijyubank/1028028/1028015.html
※「あいち電子申請・届出システム」からも利用者登録の申込みが可能です。

〇連絡先　　豊田市下山支所　地域振興担当
電　話：０５６５－９０－２１１１（直通）
E-mail ：shimoyama-shisho@city.toyota.aichi.jp

（２）地域の意向等によっては、見学申込時に世帯情報を聞き取り、場合によっては見学をお断りすることがございます。